

2026 年度外交部台湾奨学生募集要項

台日の親善交流を促進し、若い世代の相互理解と関心を深めるため、2026 年度 外交部台湾奨学生制度に基づき、台湾の大学、大学院への留学を希望する方を下記の通り募集します。

台湾駐日代表処
記

一、 応募者の資格及び募集定員（予定）

資格	募集定員
高等学校卒業以上の学歴で、2026 年 8 月より、台湾の大学、大学院(修士課程、博士課程)に正規生(研修生、専攻生及び聴講生等を含まない)として進学する予定のある、学業成績優秀かつ品行方正な日本人（日本国籍であり、父母双方とも中華民国国籍を有したことのない者を指す）。 次に掲げる者は、募集対象とはならない： <ul style="list-style-type: none">■中華民国籍を有する者または在日華僑僑生（僑生とは、「僑生回國就學及輔導辦法」第 2 条で定める者を指す）。■申請予定の学位課程と同じ学位レベル課程を台湾の大学に在籍して学んだことがある者。■台湾の他の公的機関、学校から奨学生を支給される者。■学校の交流協定に基づく、台湾の大学との交換留学生或いはダブルディグリーの学生。■台湾の他の公的機関から奨学生の受給資格を取り消されたことがある者。■「外僑永久居留證」を所有している者。■2026 年度教育省台湾奨学生を申請している者。	2 名

二、 支給内容：(受給資格行使の延期、保留は不可。卒業、休学、退学の場合はその時点で支給期間が終了)

(一) 旅費：渡台及び帰日の台日間の直行便エコノミークラス航空券 1 枚ずつ。渡台のチケットは本処が調達し、合格者に与える。

(二) 支給期間及び奨学生金額表：応募者の資格及び条件

留学段階	支給期間	年数	金額 (月額：台湾ドル)	
大学における中国語 先修課程	2026 年 8 月から 2027 年 7 月まで	1 年以内	28,000 元	
大学	2026 年 8 月から 2030 年 7 月まで	4 年以内	33,000 元	
大学院	修士課程	2026 年 8 月から 2028 年 7 月まで	2 年以内	
	博士課程	2026 年 8 月から 2030 年 7 月まで	4 年以内	

三、選考方法：

- (一) 外交部が応募書類選考を行い、合格者を決定する。
- (二) 選考結果については正式の文書で通知する。電話、E-mail 等による問合せには一切応じない。

四、申請期間：2026年2月2日（月曜日）から 2026年3月27日（金曜日）まで。

五、応募書類：

書類および内容		註
1	外交部台湾奨学金申請書。	1 通
2	外交部台湾奨学金承諾書。	1 通
3	<ul style="list-style-type: none">■ 非英語コースに申請する者：華語文の「研究計画書」。■ 全英語コースに申請する者：<ul style="list-style-type: none">● 「日本語」の研究計画書。● 「英語」の研究計画書。● 申請した大学が発行したその学科（または研究科）が「全英語コース」であることを証明できる書類。■ 書式：<ul style="list-style-type: none">● A4 横書きワープロ、本人が作成すること、代筆不可。● 字数：3,000字程度● 内容：志望する大学名、台湾留学志望の理由、留学中の具体的かつ実現可能な学習計画、帰国後の計画（学業、職業を含む）を詳細に記載すること。	1 部
4	入学先の申請証明（コピー可）。	1 部
5	当代表処、または各地の弁事処によって認証された最終出身校（高校或いは大学）の全学年の成績証明書（日本語と英語の訳文それぞれ1部）。GPA成績書がある者は、認証されたGPAの成績書を提出する）。詳しくは説明事項1を参照のこと。	各 1 部
6	当代表処、または各地の弁事処によって認証された最終出身校（高校或いは大学）の卒業証明書、修了証明書又は在学証明書（日本語と英語の訳文それぞれ1部）。	各 1 部
7	<ul style="list-style-type: none">■ 推薦状：<ul style="list-style-type: none">● 様式自由。● 推薦者2人、各人1通。計2通。● 中国語、日本語あるいは英語に限る。● 厳封でなくても可。■ 推薦者の資格：<ul style="list-style-type: none">● 学校の校長または指導教授、担当の先生。● 職場の上司若しくは適正な人物。	2 通
8	パスポートの写し（A4）。	1 部

9	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者は、全英語コース以外の場合、華語文能力試験(TOCFL、https://tocfl.jp/) 進階級以上の聴解と読解の(1) 証明書及び(2) 成績書の写し。華語文能力の証明は、TOCFLのみ承認する。その他の言語検定証明は受けない。 ■ 全英語コースを申請する場合、TOCFLの成績証明は不要。但し、英語能力の試験成績証明書(リスニング・リーディング・スピーキング・ライティング能力を含む、例えばTOEFLやIELTS、GREなど)の写しを提出すること。 	1部
10	選考結果通知用封筒(長形3号封筒に460円切手を貼り、表に各自の宛名と住所等を記入したもの)。	2通
<p>(説明事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認証とは、中華民国(台湾)政府によって、書類を確認する行政手続きである。提出書類の5と6は、台湾駐日代表処(03-3280-7800、03-3280-7802)または横浜(045-641-7737)、大阪(06-6227-8623)、福岡(092-734-2810)、沖縄(098-862-7008)、札幌(011-222-2930)にある各弁事処により認証されたものに限る。また、就学していた教育機関が日本以外の国・地域に所在している場合、その国・地域にある中華民国(台湾)の在外公館による認証を受けた英語版を提出する。台湾の学校に就学している場合は、学校が発行した華語文版資料を提出する。 2. 期日までに応募書類を郵送にて提出する(2026年3月27日必着)。直接来訪による受け付けは行わない。なお、提出された書類は一切返却しない。 3. 提出書類に不備があった場合、失格とする。 		

四、 注意事項

- (一) 応募者は、台湾駐日代表処のホームページの「教育」項目の「外交部台湾奨学金」(https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/21.html)に掲載されている申請書類(申請表、承諾書)をダウンロードして使用してください。
- (二) 入学手続き及び関連事項(例えば国民健康保険など)は、各自で留学予定先の学校に問い合わせ、手続きしてください。
- (三) 奨学金選考に合格した方は、各自「奨学金証明書」を持参の上、各所在地の代表処または弁事処にて留学ビザ申請手続きを行ってください。なお、留学ビザ申請手続きに関しては代表処または弁事処の規定に従い、ビザ申請が不許可となった場合は奨学金を受給することができません。
- (四) 奨学金受給者が各学期ごとに手続きをする際、所属大学(大学院)の所定期間内に在留資格が「留学」である証明書の写しを提出できない場合、或いは受領期間中に「留学」以外の在留資格へと変更した場合、所属大学(大学院)は、当該受給者への奨学金支給を停止・打ち切りまたは取消しとします。
- (五) 奨学金受給期間中、「外交部台湾奨学金作業要点」の規定に合わない場合、

奨学金の支給は停止されます。

- (六) 留学終了後、帰国して1ヵ月以内に報告書1部、成績証明書と日本国内の連絡先を台湾駐日代表処教育部(外交部台湾奨学金担当)に提出してください。提出先 : japan@mail.moe.gov.tw

五、お問い合わせ先及び応募書類の提出先

- (一) お問い合わせメールアドレス : japan@mail.moe.gov.tw
お問い合わせは奨学金の規定内容のみ受け付けます。その他のお問い合わせについての回答は致しかねます。
- (二) 応募書類の提出先 :
- 〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2 台湾駐日代表処教育部「外交部台湾奨学金担当」
 - 封筒表面には応募する奨学金の種類(外交部台湾奨学金)を明記してください。